

野田市総合公園の管理に関する年度協定書

野田市（以下「甲」という。）と野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成27年11月24日に野田市総合公園（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市総合公園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和2年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和2年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 乙は、毎月、本業務に関する報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙が甲に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用状況
- (2) 破損及び修繕の実施状況
- (3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること）
- (4) 使用料及び利用料金収入の状況

3 甲は、乙から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（令和2年度の指定管理料）

第4条 甲は、乙に対して本業務の実施の対価として、金128,622,258円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、前金払いにより年4回に分けて支払うものとし、支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	32,155,564円
7月	32,155,564円
10月	32,155,564円
1月	32,155,566円

3 甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。

4 乙は、甲の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契

約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。

（市長が定める賃金の最低額）

第5条 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和2年度の市長が定める賃金の最低額は、施設の維持管理事務員、トレーニング室トレーナー（インストラクターを除く。）及び水泳場総括責任者は988円、受付等事務補助員、清掃業務に従事する者、水泳場救助員及び監視員は978円とする。

（個人情報の取扱い）

第6条 乙は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（自主事業の承認）

第7条 甲は、乙から提出された令和2年度の業務計画書で提案された自主事業について、本協定の締結をもって承諾したものとする。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 野田市瀬戸1111番地
野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体
共同事業体の代表者
一般財団法人野田市開発協会
理事長 今村 繁